

平成25年度
産学官連携推進ネットワーク形成事業
公募要領

公募期間：平成25年5月7日（火）～6月6日（木）

相談期間：平成25年5月7日（火）～5月31日（金）

※受付時間 10:00～17:00/月～金曜日（祝日除く）

書類提出期間：平成25年6月5日（水）～6月6日（木）

※受付時間 10:00～17:00

※締切は6月6日（木）17:00です。詳しくは2. 応募手続きをご覧ください。

目次

1. 事業の概要	1
(1) 目的.....	1
(2) 事業内容.....	1
①ニーズ・シーズマッチング、研究開発プロジェクト構築支援	
②研究開発プロジェクト推進支援	
③ステップアップ支援、ブラッシュアップ支援（製品企画・ビジネスモデル検討支援）	
(3) 提案者の条件.....	2
(4) 提案内容の条件.....	2
(5) 研究開発の期間.....	2
2. 応募手続き	3
(1) 募集.....	3
①提案について	
②提案書式	
③提出する書類	
④締切、提出先等	
3. 提案の選定	5
(1) 選定方法.....	5
(2) 審査基準.....	5
(3) 採択までのスケジュール.....	6
(4) 採択.....	6
4. 研究開発の実施	7
(1) 契約の締結.....	7
(2) 研究開発支援費.....	7
(3) 機器及び備品の購入.....	7
(4) 研究開発中の連絡調整など.....	7
(5) 研究開発終了時の手続き.....	7
(6) 研究開発成果と報告義務.....	7
5. 事業費の積算書類作成について	8

平成25年度 産学官連携推進ネットワーク形成事業 公募要領

株式会社沖縄TLOでは、平成25年度沖縄県産業振興基金事業を活用し、「産学官連携推進ネットワーク形成事業」を実施します。つきましては、本事業に係る研究開発プロジェクトを以下の要領で公募します。

1. 事業の概要

(1) 目的

今日の我が国において、さまざまな分野の商品がグローバルな競争のなかにあり、国内外の企業が作り出す商品群がシェア争いを繰り広げています。商品のライフサイクルも短くなっており、より付加価値の高い商品を短期的に研究開発して市場に投入していく必要性に迫られています。沖縄県の自立的な経済発展においても付加価値の高い商品を市場へ投入していくことは大きな「鍵」となっており、県内の民間企業においては、有用な技術シーズを用いた新事業・新製品の開発による「企業競争力」の強化が重要な一課題となっています。

一方、県内の大学等には、産学連携において企業が必要とする専門的知識を有する研究者や技術シーズなどが数多く存在し、これらをマッチングするなどして県内産業の発展に活かすための継続的な取り組みが必要とされています。そこで本事業では、企業と大学等の研究機関が連携し、企業が保有する新商品や新サービスのアイデア等に関する共同開発を進めることにより、商品化や事業化を実現してもらうこと、また、次年度以降、他の支援事業への提案等、さらなるブラッシュアップを図ってもらうことを目的としています。

(2) 事業内容

①ニーズ・シーズマッチング、研究開発プロジェクト構築支援

提案企業からの相談を受け、ニーズに合った技術シーズや県内大学等の研究者のマッチングを行い、共同体として研究開発を推進する体制の構築をサポートいたします。また、企業が抱える課題の明確化や目指すべき成果の整理など、初期段階の研究開発のプロジェクト構築をサポートします。

②研究開発プロジェクト推進支援

事務局が実施する一次審査と、外部有識者からなる審査委員会による二次審査を行い、研究開発プロジェクトを5件程度採択します。プロジェクトの推進を資金面で支援するため、1プロジェクトにつき、研究開発にかかる総事業費の2/3を研究開発支援費として提供します。ただし、研究開発支援費の上限は200万円とします。

③ステップアップ支援、ブラッシュアップ支援（製品企画・ビジネスモデル検討支援）

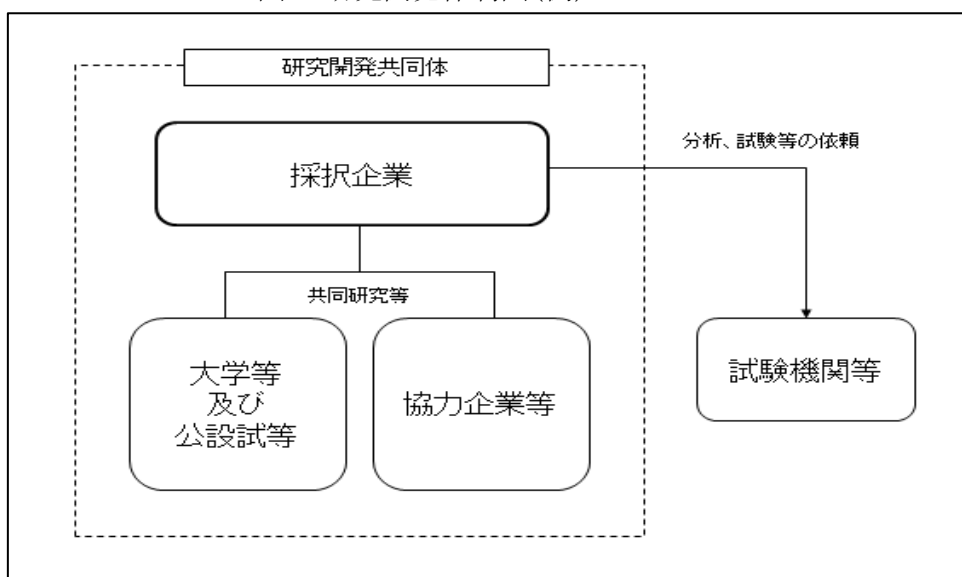
提案企業の研究開発成果を踏まえ、事業化の方向性を確認しつつ、次の段階の支援を行います。また、提案企業の研究開発成果の商品・サービスについて、市場概況の確認、コンセプトの明確化等により、製品企画やビジネスモデルを検討するなどし、提案企業の研究開発フェーズに合わせた支援を実施します。

(3) 提案者の条件

以下の事項をすべて満たすものに限ります。

- ①沖縄県内に本社を有する民間企業等(以下「提案企業等」という。公益法人、第三セクター、NPO各種団体等を含む。)であることとします。
- ②製品・サービス等の新規開発(または新規開発に相当する既存製品・サービス等の高度化)に係る計画を有しており、その実現に必要な不可欠な研究開発に関して、大学等(国公立大学、高等専門学校及び短期大学をいう。以下同じ。)と協同して実施する計画があり、実際に研究開発共同体を形成しているか、もしくはその準備を進めている提案企業等であること。なお、大学等及び公設試等は、沖縄県内に所在するものとします。
※研究開発共同体形成に関しては、必要に応じて研究開発プロジェクト構築のサポートを実施しますので、事務局にご相談ください。
- ③研究開発共同体を形成し、プロジェクトの中心となって積極的に研究開発を推進し、自社、大学、試験機関等の研究開発の進捗状況、研究開発資金の執行状況について総合的に管理すること。
- ④株式会社沖縄TLOと円滑な連絡調整を行う窓口となること。

図1. 研究開発体制図(例)



(4) 提案内容の条件

- ①本事業に応募した時点で他の事業に採択されていないテーマであること。
 - ②大学等とともに研究を進める必要がある研究開発要素を有するテーマであること。
- ※提案企業が、本事業と同様のテーマで今年度の他の事業等に採択されている場合は、本事業において審査の対象から除外されます。また、本事業で採択された場合でも、その決定が取り消されることがありますのでご注意ください。

(5) 研究開発の期間

原則として、契約締結日(平成25年7月1日(月)を予定)より平成26年2月28日(木)までとします。

2. 応募手続

(1) 募集

①提案について

1. 事業概要(3)「提案者の条件」を満たす者が、事務局指定の様式により提案書を作成し、書類提出期間内に株式会社沖縄TLOに提出してください。

②提案様式

提案書の様式は、事務局のホームページからダウンロードして使用してください。

株式会社沖縄TLO <http://www.okinawa-tlo.com/>

③提出する書類

FAXによる提出は受付ませんので、ご注意ください。

	提出書類		注意事項	提出数
<input type="checkbox"/>	①提案書 (A4版)		<ul style="list-style-type: none"> ・事務局指定の様式による提案書一式(様式1~5) ・必要個所に押印 ・カラー片面印刷 ・左上部をクリップ止め(ホッチキス止め不可) ・同時に電子データ(PDF形式)を電子メールに添付して提出先E-mailアドレスに送付。 	正1部
<input type="checkbox"/>	②定款	提案企業	※コピーを1部提出	コピー 1部
		協力企業		
<input type="checkbox"/>	③決算報告書 (直近1期分)	提案企業	・直近1期分「貸借対照表、損益計算書」	コピー 1部
		協力企業		
<input type="checkbox"/>	④会社案内等 参考資料	提案企業	・会社案内、自社商品のカタログなど参考 となる資料	1部
		協力企業		

④締切、提出先等

公募期間等は、次の通りとします。

公 募 期 間 :平成25年5月7日(火)～6月6日(木)

相 談 期 間 :平成25年5月7日(火)～5月31日(金) 10:00～17:00※

※質問・相談期間は、提案内容や記入方法等の質問・相談が可能な期間です。

※質問・相談を希望される方は、メールまたは電話にてお問い合わせください。

事務局への訪問を希望される方は、事前にお問い合わせの上、日時の調整をしてください。

書 類 提 出 期 間 :平成25年6月5日(水)～6月6日(木)

書 類 提 出 締 切 :平成25年6月6日(木) 17:00(必着)

※書類提出は期間内の10:00～17:00に受付ます。原則として本期間より前には受付いたしません。

※期間内でも一度提出した提案書の差し替え等には応じません。

※提出していただいた資料は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

○提出先 及び 問い合わせ先

株式会社 沖縄TLO

平成25年度

産官学連携推進ネットワーク形成事業 事務局

(担当：田場、照屋、上江洲)

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

国立大学法人琉球大学 産学官連携推進機構棟内3F

TEL : 098-895-1701 FAX : 098-895-1703

E-mail : network@okinawa-tlo.com

HP : <http://www.okinawa-tlo.com/>

3. 提案の選定

(1) 選定方法

事務局が実施する一次審査を通過した提案は、事務局が設置する外部の有識者からなる審査委員会が審査基準に基づいて審査し、採択を決定します。

なお、本審査委員会では、提案企業によるプレゼンテーションを予定しています。プレゼンテーションでは、提案企業が提案内容や研究開発の必要性等を説明し、審査委員の質疑に応答します。その際、提案企業には、パワーポイントの資料を5枚程度作成していただきます。

本審査委員会は6月下旬を予定しています。

(2) 審査基準

I. 研究要素の評価

①研究開発の必要性

大学等と協同して取り組むべき研究要素が含まれるか、また、研究開発成果が新商品・サービスの創出や既存商品等の改善に必要なか。

②新規性

これまでに研究されていない内容を含むなどの新規性があるか。

II. 事業化可能性の評価

①製品化可能性

研究開発が順調に進むことにより、新製品・新サービス創出や既存商品等の改善が可能か。

②事業化可能性

新製品・新サービス等が事業として展開でき、売上が見込めるか。

③市場規模

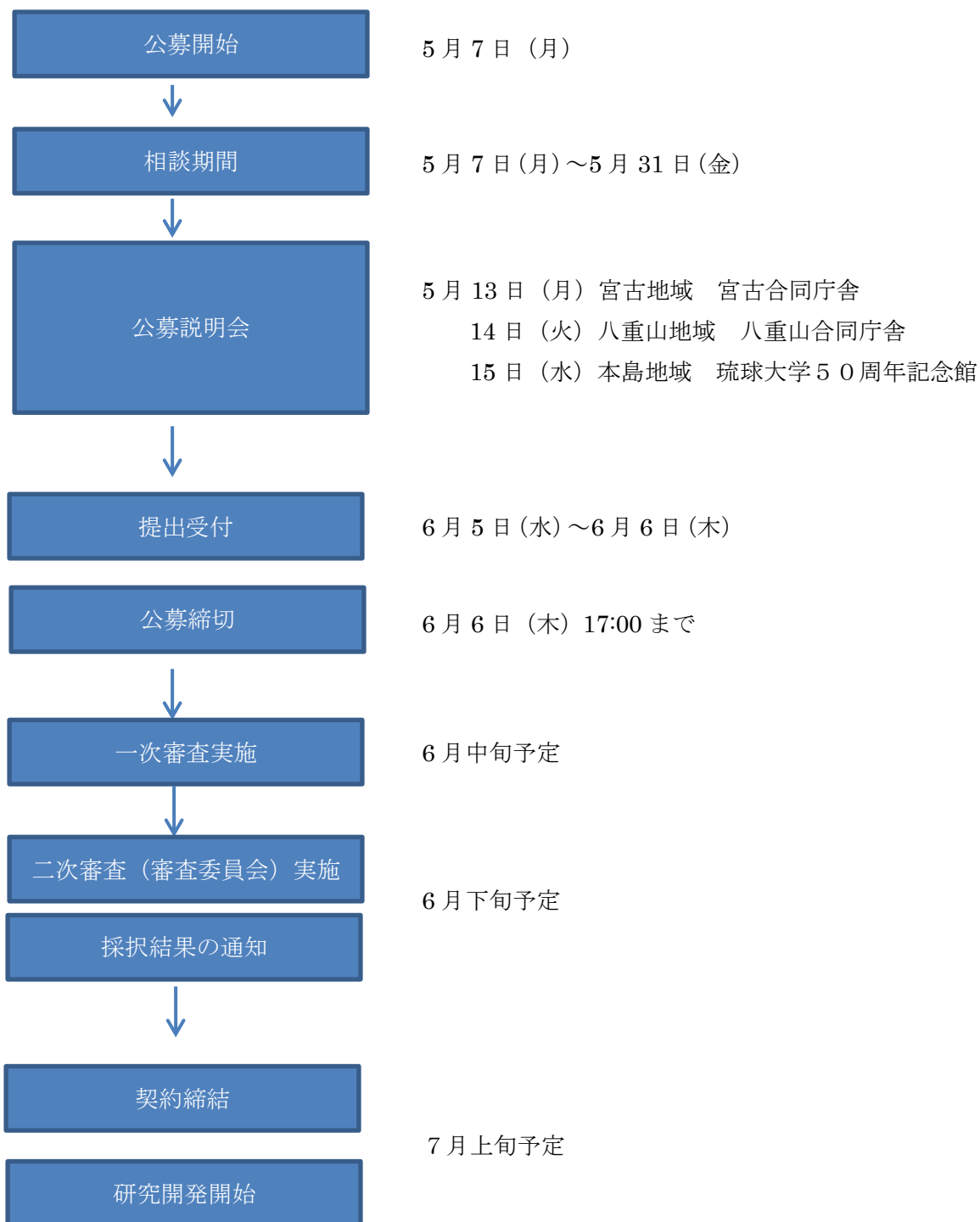
事業が進出する市場の規模を適切に把握しているか、また将来性はあるか。

III. 地域振興に関する評価

①沖縄型産業の創出及び地域振興の可能性

当該提案内容が、本県が有する資源及び特性等を活かしたものであるか、また、研究開発成果による地域振興への貢献が期待できるか。

(3) 採択までのスケジュール



(4) 採択

審査終了後、提案企業に対して、採択・不採択を通知します。

4. 研究開発の実施

(1) 契約の締結

採択された企業は、事務局との間で研究開発に関する契約を締結します。ただし、契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができない場合もありますのでご注意ください。また、その際の契約金額は必ずしも提案金額とは一致しません。

(2) 研究開発支援費

事務局が提供する研究開発支援費は、研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費とします。研究開発支援費の支払いは、**原則として契約期間終了後の支払いとなります。**(それまでの間は原則として提案企業の立替払いとなります)ただし、必要に応じて費用の支払いを行う場合があります。

(3) 機器及び備品の購入

本事業では、必要機器などを保有している大学等と協同してプロジェクトを進めることを前提としているため、原則として機器などの購入を認めていません。ただし、事務局と協議の上、プロジェクトの遂行に必要と認められる場合は、購入を認める場合があります。

(4) 研究開発中の連絡調整等

提案企業は、事務局との契約に基づき研究開発を実施し、事務局の求めに応じて研究開発の状況、経費管理等についてすみやかに報告するようお願い致します。また、必要に応じて事務局が行う本事業に関する調査等にご協力をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

(5) 研究開発終了時の手続き

提案企業は、研究開発終了時に「委託業務完了報告書」を作成して提出するとともに、自社、連携企業、大学等の証憑類をもとに執行状況を確認・整理した上で、各々の「委託業務経費使用明細書（執行状況一覧）」をとりまとめます。さらに、事務局の求めに応じて、資料を提出するものとします。事務局は、これらの書類にもとづき、経費が適切に執行されたかどうかを検査します。検査が終了した業務に対し、研究開発支援費を支払います。

(6) 研究開発成果と報告義務

①研究開発成果報告書

提案企業は、研究開発期間終了時に、自社、大学等、連携企業等が実施した研究開発の結果を取りまとめた「研究開発成果報告書（概要版）」と「研究開発成果報告書（兼「発表用パワーポイント資料）」を事務局に提出します。

本事業では、研究開発期間後半の来年2月下旬に成果報告会を予定しており、提案企業は、発表用パワーポイント資料を用いて研究開発成果を発表します。

なお、「研究開発成果報告書（兼「発表用パワーポイント資料）」は、事務局が取りまとめた上で、**本事業の成果報告書として公開**します。ただし、必要に応じて、提案企業と事

事務局が協議し、公開する内容を決定します。

②特許出願等について

本研究開発の実施により発明等がなされ、特許出願等を行う予定が生じた場合は、速やかに事務局に連絡してください。

特許を受ける権利等に関しては発明者が所属する法人の規定などに則って整理してください。

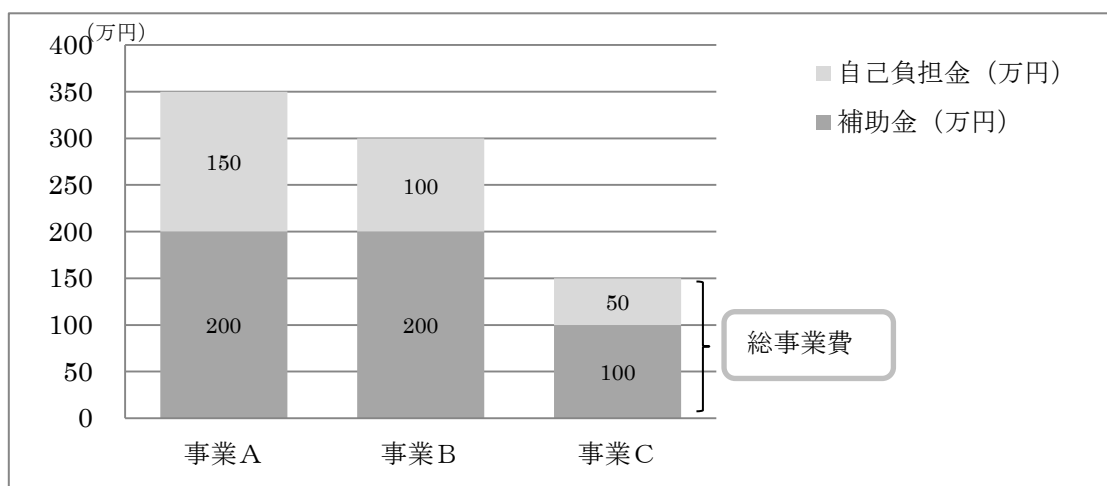
また、協同して研究開発を進める大学等や連携企業等に、発明等の取り扱いに関する規定がある場合は、その後の事業展開への影響等をよく検討して契約してください。不明な点は、事務局にお問い合わせください。

5. 事業費の積算書作成について（提案書【様式5】参照）

提案企業は、自社や大学等、連携企業等も含めたプロジェクト全体の事業費である「研究開発にかかる総事業費」について、大学等や連携企業等と調整し、積算書を取りまとめるものとします。また、提案企業は一切の管理責任を負うものとします。

なお、総事業費とは、プロジェクト全体に必要な事業費を指し、「研究開発支援費」とは、事業費全体の2/3（上限200万円）の金額を指します。例えば、研究開発にかかる総事業費が300万円であれば、研究開発支援費は200万円で、自己負担は100万円となります。

図2. 総事業費の内訳(例)



具体的には次の項目の経費とします。

I 消耗品その他の経費

①消耗品費

研究開発業務の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費。消耗品費については1点あたり上限2万円とします。

②旅費・交通費

研究員が研究開発を遂行するために特に必要とした旅費、滞在費及び交通費であって、執行する法人の旅費規程等により算定された経費。

③その他特別費

以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費。

例：分析依頼等に関する費用、切り分けて外部に依頼できる作業に関する費用、
研究開発業務補助の労務費等。

II 委託費

委託費は、提案企業が提案企業以外の機関（例えば、大学等や連携企業等）に、研究開発テーマに関連する研究開発を実施してもらうのに要する経費です。

委託先の機関は、提案企業と協議し、上記 I に定める費目①、②、③に準じて経費の積算を行って下さい。

III 消費税及び地方消費税

上記 I から II の項目は消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を記入してください。

なお、免税業者の場合は、仕入課税額を消費税及び地方消費税欄に記載してください。

提案書類提出先 及び 問い合わせ先

株式会社 沖縄TLO

平成 25 年度

産官学連携推進ネットワーク形成事業 事務局

(担当：田場、照屋、上江洲)

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地

国立大学法人琉球大学 産学官連携推進機構棟内 3 F

TEL : 098-895-1701 FAX : 098-895-1703

E-mail : network@okinawa-tlo.com

HP : <http://www.okinawa-tlo.com/>
